

技術科における男女差別問題

—いわゆる相互乗入れに関連して—

佐々木 享

I まえがき

近年にいたって、中学校の技術科における男女差別の問題が、これまでとはやや異った角度から論じられるようになってきた。その直接の契機は、1977年に改訂された中学校学習指導要領が技術・家庭科において、男子に対して「技術系列の領域」のほかに「家庭系列の領域」の一部を、また女子に対して「家庭系列の領域」のほかに「技術系列の領域」の一部を履修させることと定めたことである。ここでいう「技術系列の領域」とか「家庭系列の領域」とは文部省『中学校指導書技術・家庭編』(1978年)に用いられている用語で、前者は中学校学習指導要領におけるAからEまでを、後者はFからIまでをさす(同上書、6ページ)。

技術系列の領域

- A 木材加工〔1、2〕
- B 金属加工〔1、2〕
- C 機械〔1、2〕
- D 電気〔1、2〕
- E 栽培

家庭系列の領域

- F 被服〔1、2、3〕
- G 食物〔1、2、3〕
- H 住居
- I 保育

一見してわかるように、技術系列の領域とは従来の「男子向き」の内容をさし、家庭系列の領域とは従来の「女子向き」の内容をさしている。そして新学習指導要領は、男女いずれについてもこの17領域の中から7以上の領域を選択して履修させることとし、この場合、「原則として」男子には技術系列の領域の中から5領域、家庭系列の領域の中から1領域を、女子には家庭領域の中から5領域

を、技術系列の領域の中から1領域を含めて履修させること、としている。

こうして新学習指導要領では、男子が家庭系列の領域の中から、女子が技術系列の領域の中から、最低1領域を履修することを必修とし、さらに、選択の仕方によっては2領域以上を履修することができるとした。男子に家庭系列の領域を、女子に技術系列の領域を学ばせるこの方式は、しばしば「相互乗入れ方式」と通称されているので、本稿でもこの通称に従うこととする。

なお新学習指導要領は、この相互乗入れ方式によって男女に共通に履修させる領域を、男女共学の学習形態で行うことを探めているわけではない。この点について『指導書』は、「男女共学の学習形態で実施するか、男女別学の学習形態で実施するかについては、各学校の教員組織や施設・設備等との関連があり、またどんな領域をどの学年で履修させるかによっても違いがあるので、一律に定めることは困難である。各学校の実情に即してその学習形態を適切に定める必要がある」としている(133ページ)。

学習指導要領がここに略述したいわゆる相互乗入れ方式を採用したことについて、一部の人々は、これは技術・家庭科における男女共学運動の一定の成果であり、文部省の部分的な譲歩であると評価している。このような評価に一面の真理がふくまれていることは否定できない。これまで、男子には「男子向き」の内容のみを、女子には「女子向き」の内容のみを、女子には「女子向き」の内容のみを履修させていた学校——それが圧倒的に多かった——にとっては、たとえ1領域にせよ相互乗入れは行わなくてはならぬことになったことは、それを共学の形態で実施するかどうか

かはしばらくおくとして、相互乗り入れの部分に関する限り部分的に前進したと評価されるのは当然のことである。

しかし、このような評価は、もう少しつきつめて考えてみると、新学習指導要領の技術・家庭科ではこの教科における男女差別をむしろ従来よりも強める結果をもたらすという事実を、軽視し、見逃してしまうおそれがあるよう思われる。上記の議論は、いわゆる相互乗り入れの部分に注目することから生れたものであるが、別の観点からみれば、新学習指導要領は、男子に対して技術系列の中から5領域を、女子に対して家庭系列の中から5領域を必修として学ばせることに特徴があるともいえるからである。従来から男女共学を積極的に実施してきた学校は決して少くはなかった。それらの学校では、3学年の技術・家庭科の全授業時間の三分の一とか半分を、ときにはそれ以上の時間を男女共学としている場合が少なからずあった。そうしてこのようななかで試された男女共学の実践は、近年ふえる傾向にあったとみてよい。このような従来から実施されてきた男女共学実践からみると、新学習指導要領は男子・女子それぞれに別個の領域について5領域以上を必修とするとしたことは、今後の技術・家庭科の男女共学実践、男女共学をすすめようという運動にとって重大な制約となるおそれがある。換言すれば、新学習指導要領は、いわゆる相互乗り入れを極めて狭い範囲に限定することによって、男女共学の範囲をせばめ、男女共学運動に水をかける企図をふくんでいるように思われるるのである。

69年に改訂された中学校学習指導要領では、各学年の目標と内容は、「男子向き」と「女子向き」とに分けて示されている。教科書配布にさいしては「男子向き」イコール男子用、「女子向き」イコール女子用となってしまっているが、学習指導要領の文言にみる限り、男子用、女子用ではなく、「男子向き」

「女子向き」であった。このことが、理論的には、男子が「女子向き」を、女子が「男子向き」を学ぶことを可能ならしめる余地をつくっていたとみられる。*

*もっとも、1958年改訂の中学校学習指導要領でも、各学年の目標と内容は「男子向き」「女子向き」に分けて述べられていた。そしてこの学習指導要領では、「生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、『各学年の目標および内容』を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける」という文章がつけられていた。この文章は1969年改訂の学習指導要領では消えている。技術・家庭科の男女共学の運動や実践は60年代から始まっていたから、この運動や実践が学習指導要領の文言に示唆されたとか、理論的根拠を求めていたということはできないであろう。

II-2. 女性

技術・家庭科の男女差別問題の主要な論点は、女生徒が技術教育を受けることができないこと、義務教育課程において、女子が技術教育の面で差別されてしまう点にある。「技術・家庭科の男女共学問題」という問題の立て方は、間違いだとはいえないが、前述のような問題の本質を見落すおそれがあるといわなくてはならない。この点については、もう少し詳しく述べる必要があるかもしれない。

わが国では、今日なお、雇用、賃金など労働生活の面で、女性が社会的に差別されていることはよく知られている。この社会的な差別は、しばしば、女性が体力的に男性に比較して劣っているとか、技術的なことに積極的でなく、「弱い」というようなことで正当化されている。こうした社会的差別にたいして、技術科における女性差別が一役買っているところに問題の本質がある。（もちろん、事態は逆の方向で現われている。女性は家事労働の主役であって、労働生活の面で女性が多少

低くみられるのはやむを得ないのでという意識が、技術科教育における女性差別を容認する結果をもたらしているのである。）

このことは、すでに幾度となく報告されていることだが、技術・家庭科で男女共学を実施している場合と、技術・家庭科で女子に技術教育を課していない場合とでは、アンケート調査の結果に明瞭な違いができるというかたちで現われる。すなわち、男女共学で授業を行なわれ、現に技術教育を受けている女生徒達は、必ずといってよい程、技術・家庭科の男女共学には賛成だし、女子も技術教育を受けることはよいことだと思うと答える比率は圧倒的に高い。これに対して、現に、学習指導要領にしたがって男子に技術科のみを、女子に家庭科のみを実施している学校で同じ項目でアンケートをとってみると、女生徒達は、これまた必ずといってよい位、女子が家庭科教育を受けるのは当然だと答え、技術・家庭科だけ別学の授業を行うのは不自然ではないと答えるのであり、しかもその比率は必ず学年を追って高くなっている。別学で授業を行っている学校では、しばしばこのようなアンケート調査の結果が別学（それは同時に、男子に技術科を、女子に家庭科を課すという形態であることを意味している）を正当化する裏付けとしてもち出されている。こうした結果について、われわれは、技術・家庭科を男女別学で実施するならば、ほかならぬ女生徒自身に別学の方がよいとか女子は技術教育を受けなくともよいと次第に思い込ませる効果をもたらしていることを読みとることができ。女生徒自身が技術教育の面で差別されていることを自覚しないようになっているのであり、こうして、技術・家庭科の男女別学は労働生活における女性差別を自覚化しない女性をつくり出すことに手をかしている、といわなくてはならないのである。

この問題についてのややたち入った議論については、拙稿「技術・家庭科の男女差別に

反対しよう」『技術教育』1969年6月号、7月号、および原正敏・佐々木享編『技術科教育法』（学文社刊）の「技術科と男女共学」のなかで詳述したので参照して欲しい。

ところで、昨今、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」への署名、批准問題が起るなかで、改めて技術科における女子に対する差別の問題がクローズアップされている——正確にいえば、クローズアップさせる必要が生じているので、この条約に関連して——、このことをつけ加えておく。

「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、1979年12月18日の第34回国連総会において、賛成130か国、反対0、棄権11か国の圧倒的多数をもって採択されたもので、日本政府も賛成した。この条約が比較的ひろく知られるようになったのは、80年に入ってからで、国内法上問題がある——この条約を批准するためにはいくつかの国内法の改正をしなくてはならない——ことを理由として、日本政府がこの条約に署名しない方針であることが新聞紙上に報じられてからであった。この間に、この条約を批准すると換言すればこの条約を批准してわが国に現に存在する婦人に対する差別を撤廃するためには、国籍法、民法、労働基準法などの国内法の若干の條項を改正もしくは追加条項が必要であるほか、学校教育の教育課程行政に関しても若干の修正を必要とすることが次第に明らかになってきた。逆にいえば、この条約に照らして国内にはまだ婦人に対する差別が存在していることが明らかなのであり、この差別をなくすためにも日本政府が署名、批准することは重要な意味をもつことが明らかになってきたのである。婦人団体等の圧力におされて、日本政府も、1980年7月17日の署名式に参加し、署名した。

ここでの問題に即してみれば、以下に紹介する「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第10条、とくにその（

a)、(b)、(c)の各項が重要である。
(訳文は、外務省国際連合局仮訳)

第10条

締約国は、婦人に対し、教育の分野において男子と同等の権利を確保するため、特に、男女平等を基礎として次のことを確保するため、婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のすべての種類の教育施設における進路及び職業指導、勉学の機会並びに修学証書取得のための同一の条件。この平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる形態の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教職員及び同一の質の学校施設についての機会

(c) 教育のすべての段階及びあらゆる形態における男女の役割についての定型化された概念の撤廃。この場合において、その目的の達成を助長することとなる男女共学その他の種類の教育を奨励し、特に、教科書及び授業計画の改定並びに教授法の調整を行う。

[(d) ~ (h) 略]

日本政府自身も署名したこの条約に照らしても、技術科教育について女子を差別的に扱っている中学校学習指導要領を改めさせることは、今日的課題となっているといえよう。

ところで、一部の人はこの条約に関して、高校の女子にのみ「家庭一般」を必修としていることはこの条約に違反する疑いがあると言っている。これについて文部省は「学習指導要領は条約に反しない」と解している。条約は男女の特性に応じた教育まで排除するものでないだろう」(中村職業教育課長)と言ったと伝えられる(『日本教育新聞』1980年7月28日付)。「家庭一般」の女子必修方式が、女子のみが家庭科教育を受けるのは当然だという意識を助長していること、したがってこれが10条C項に抵触する疑いのあることは否定できない。その意味では、新聞に伝えられる文部省当局者の考えには問題があるといえる。しかし、条約の前記各項の条文自体をすなおに読めば、小・中・高の教育課程全体を通して、技術教育の面で女子を差別的に扱っているのは技術・家庭科のみであるという事実はいっそう重要な問題として位置づけられる必要がある——この点については、文部省としても申し開きの余地がない——のではなかろうか。(名古屋大学)

日教組第30次 日高教第27次 教研全国集会

1月13日～16日(東京)

30次を記念した教研全国集会が東京で開かれます。技教研会員の参加者は下記の方々です。健斗をお祈りしましょう。

[レポート提出者]

原子恒二(青森・中) 高橋昭三(岩手・中)
岡田益五郎(埼玉・中) 佐藤禎一(東京・中)
植木雅史(長野・中) 原 征男(島根・中)

小嶋晃一(東京・高) 濑川和義(鳥取・高)

[助言者]

原 正敏 佐々木 享 田沼 肇

向山玉雄

[司会者]

河野 義顯 吉田 信夫 加藤 茂